

大分県報

令和六年
二月一日
号外（五）

（木曜日）

目次

告示

大分県税条例の規定による県税の申告等の期限の延長……………一

○告示

大分県告示第五十九号

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号。以下「条例」という。）第十二条第二項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は居所（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和六年一月一日以降に到来するものについては、条例第二十一条第一号及び第二号の規定により課する個人の県民税、条例第六十条第一項の規定により申告納付すべき自動車税の環境性能割、法第七十七条の十第一項の規定により課する自動車税の種別割、条例第八八条の規定により課する狩猟税並びに法附則第二十九条の十一及び第二十九条の十二第一項の規定により申告納付すべき軽自動車税の環境性能割を除き、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

指定地域

富山県、石川県

令和六年二月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和六年二月一日

大分県報号外（告示）

一